

# 台湾の就業ゴールドカード お申し込みされましたか？

ツァア&ツァイ(常在)国際法律事務所  
パートナー弁護士 劉純穎・弁護士 呂儒亞



台湾政府は、外国籍専門人材を誘致するため、2018年2月より「就業ゴールドカード」の法律を施行しました。19年11月末の時点に於ける発行数は、わずか500枚に過ぎませんでしたが、Covid-19対策で成功を遂げた台湾は20年に入ると、同カードの発行枚数は爆発的に増加し21年2月28日までに計2243件の申請案を許可しました。

## 就業ゴールドカードとは？

台湾の会社に雇用される外国人、または台湾に派遣される外国人は通常、台湾政府に就業許可をはじめ、居留ビザ、外国人華僑居留証（以下「外僑居留証」という）、及び再入国許可を申

請しなければならぬのですが、就業ゴールドカードは就業許可、居留ビザ、外僑居留証、及び再入国許可を一つにした「4 in 1」のカードです。

## 就業ゴールドカードのメリットは？

### 1 「4 in 1」カードのワンストップ申請手続

これまで外国人はこれら4種類の許可の申請に当たり、台湾におけるそれぞれの機関に許可を申請しなければなりませんでした。今では就業ゴールドカードを申請する場合、それらの許可の申請先は一つの窓口で簡潔に行えるようになり、作業時間も大幅に短縮されました。

## 2 就職、転職などの利便性

これらの許可を申請するために、外国人は、まず仕事を決めて、雇用主の協力を得て、はじめて就業ビザの申請ができるようになります。次いで、台湾で外僑居留証を申請し、それによって台湾での居留が合法となります。もし、仕事に変更があり、または2社以上の雇用主に雇用される場合、新しい雇用主の協力によって、新たに関連許可の申請をしなければなりません。それに対して、就業ゴールドカードを取得しました外国籍の方は、辞職、失業、兼職、転職、または起業する場合であっても、就業ゴールドカードの有効期間内に限り、台湾での居留、出入国共に、自由となります。

## 3 税の優遇措置について

初めて台湾での就労ビザを取得して居留する外国人は、一定の条件の下に台湾の所得税に関して、減免の優遇を受けることが可能です。

## 4 その他の優遇

これまで一般外国人の配偶者や未成年子女は、台湾で6か月以上の滞在期間を満たして、初めて台湾全民健康保険への加入が可能でしたが、今は就業ゴールドカードの所有者は居留証明書さえとれば（6ヶ月を待たずに）、台湾全民健康保険に加入することが認められ、低価格かつ優良な医療サービスを受け

ることができます。

## 5 配偶者、及び子女の家族ビザ

就業ゴールドカード所持者の直系尊族の呼び寄せ（訪問）ビザに対して認められる滞在最長期間は、1年で、また、その配偶者、未成年子女は、家族ビザを申請することができます。滞在期間は取得した就業ゴールドカードの期間と同じになります。

## 就業ゴールドカード取得に必要な資格とは？

申請資格について、同法は外国専門人材をその背景、及び専門技術能力により、ハイテク、経済、教育、文化芸術、スポーツ、金融、法律、建築設計などの分野に分け、いずれかの能力を有すれば、就業ゴールドカードを申請することができます。異なる分野の場合は、その申請条件も変わります。詳しい条件及び認定は、各主務機関により行われます。

今年2月までの案件を見ると、経済分野の件数が最多となっており、許可件数は総数の7割を占め、計1541件です。次いで多いのはハイテクの分野で計241件です。経済案件の申請条件を見れば、主要条件の一つとして嘗て或いは現在、他の国、もしくは台湾における最低月収がNTD16万円に達していたことが含まれています。すなわち、申請者の給与水準

がこの条件を充たしていれば、同カードを申請することができます。ただ、実務的に、この条件に基づきカードを申請する場合、最低月給を証明するために、給与の源泉徴収証明書、公の財政証明書、もしくは台湾での雇用契約書等の提示が必須となります。

## すでに取得した就労ビザをゴールドカードに切り替えることはできますか？

もともと就労ビザを取得し、台湾に居留している外国人は、特定分野の条件に該当すれば、就業ゴールドカードに切り替えることが認められます。ゴールドカードの申請が認められると、元々登録済みの外僑居留証は廃棄されます。実際の例として、ある外国専門家は、もともと外僑居留証を有していました。台湾での勤務実績が良く、給与が引き上げられ、月給はNTD16万円を超え、経済分野の就業ゴールドカードを申請し、認められました。ただ、この申請者は、台湾に勤務している間に就業ゴールドカードに切り替えた案件であるため、給与証明書類として、主務機関は給与の源泉徴収証明書の提示を要求しました。もし、申請者は、現時点から将来向けの雇用契約書を証明書類として提出する場合、申請が拒否される可能性もありますので、ご承知おきください。

就業ゴールドカードの申請について、ご質問、またはお役に立つことがあれば、どうぞご遠慮なく弊事務所の劉純穎弁護士、呂儒亞弁護士にお問い合わせください (yvonne.liu@tsartsai.com.tw)。

また、台湾における最新法令の情報を入手されたい場合も、どうぞご遠慮なくお問い合わせください。弊事務所は無料で Lex News (双月号) をご提供いたします。よろしくご願ひ申し上げます。



**訳者 張淑芬** 法学博士  
(Kaori Chang)  
ツアア&ツアイ 顧問  
政治大学法学博士、京都大学  
法学修士、Chulalongkorn 大  
学 LL.M 単位取得  
日采銀行勤務経験あり、台日  
産業技術合作促進会事務局副  
局長兼任  
日本文化、商業習慣等をよく  
理解している法律専門家



**作者 劉純穎** パートナー弁護士  
(Yvonne Liu)  
ツアア&ツアイ Partner  
米 Northwestern University  
法学修士・台湾大学法学士  
専門分野：労働法、会社投資・  
証券取引法、国際M&A